

## 家計急変事由の考え方・必要書類（奨学給付金）

※就学支援金(家計急変)と同等の扱いをします。詳細は就学支援金を参照してください。  
必要書類は、就学支援金等の方に原本があれば、全て写しでも可能とします。

区分	考え方	必要書類
被雇用者		
就労困難 (負傷・疾病)	負傷、疾病等を理由として、離職・休職等となり、その後90日以上就労が困難であると認められる場合	①医師の診断書、証明書、意見書等(90日以上就労困難の旨を記載) ②離職または休職を証明する書類(雇用保険被保険者離職票の写し等または休職証明書の写し等)
離職	自己の責めに寄らない理由による離職 雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コード「11(1A)、12(1B)、21(2A)、22(2B)、23(2C)、31(34)、32(3B)、33(3C)、34(3D)」	・雇用保険被保険者離職票の写し(離職年月日・離職理由コードが記載されたもの) ・上記がない場合は、離職事由を証明できる書類
	※その他、下記理由の場合は日数による制限もあるので注意すること ・妊娠出産育児 ：30日以上就労困難であること ・看護介護 ：30日以上介護が必要であること ・保護者等の父母の療養等(扶養) ：90日以上療養等が必要であること	【産育休】①母子手帳の写 ②就労困難の証明(宣誓書でも可能) ③退職証明(離職票の写等) 等 【保護者の父母等扶養】①死亡証明又は医師の診断書 ②扶養の必要性の証明(宣誓書でも可能) ③退職証明(離職票の写等) ④父母である証明(戸籍謄本や住民票写等) 等 【常時看護】①医師の診断書や介護認定書類 ②常時看護等が必要な証明(宣誓書でも可能) ③退職証明 ④看護等対象者が親族である証明(住民票の写等) 等
自営業等		
廃業・休業 (負傷・疾病)	負傷、疾病等を理由として、廃業・休業等となり、その後90日以上就労が困難であると認められる場合	①医師の診断書、証明書、意見書等(90日以上就労困難の旨を記載)※写しでも可 ②事業廃止または休業中であることを証明する書類(廃業等届出書の写等、休業の証明ができない場合は宣誓書でも可能)

区分	考え方	必要書類
事業廃止 (破産等)	債務超過等の破産により、事業を廃止した場合	①破産手続開始の申立等を行っている状態である証明書類(破産手続き申立書や破産手続き開始決定通知の写し、破産決定公告の写し等) ②不法行為による破産ではない証明(宣誓書でも可能) 等
その他事業 廃止	妊娠出産育児による事業廃止 : 30日以上就労困難 看護介護等による事業廃止 : 30日以上介護が必要 保護者等の父母の療養等(扶養)による事業廃止 : 90日以上療養等が必要	①事業廃止に係る証明書類 ②各理由等を証明する書類(被雇用者離職の欄記載の必要書類) 等
その他自己 の責めによ らないもの	・債務超過による再生・更正等を開始した場合 ・正当な理由による役員辞任 ・自社以外の法人の役員を務める会社が破産等になった場合	・各種理由等により、必要書類を確認・提出(就学支援金の家計急変参照) ・不明な場合は高校教育課に御相談ください。
被災による 収入減	被災等により就労が困難になった場合	罹災証明 等
保護者等死亡	保護者等の死亡により、片親または祖父母等に変更になり、収入減となった場合	①保護者等が死亡した日等が分かる書類(死亡届の写、会葬礼状等) ②扶養していることが分かる書類(健康保険証等。申立書でも可能)
保護者等離婚	保護者等の離婚により、片親または祖父母等に変更になり、収入減となった場合	①離婚の事実が確認できる書類(住民票の写等) ②扶養していることが分かる書類(健康保険証等。申立書でも可能)
保護者等の生死不明、行方不明 (被災等に起因するもの)	保護者等が被災等により、生死不明・行方不明等のため、収入減となった場合	①生死不明、行方不明等の事実が確認できる書類(捜索願写等) ②扶養していることが分かる書類(健康保険証等。申立書でも可能)
その他自己の責めに 寄らない収入減等		・各種理由等により、必要書類を確認・提出(就学支援金の家計急変参照) ・高校教育課に御相談ください。